

■ プ レ ス 機 械 ■ 乾 燥 設 備
 ■ は い ■ 足場の組立て等
 ■ 特定化学物質及び四アルキル鉛等 ■ 鉛
 ■ 酸素欠乏・硫化水素危険 ■ 有 機 溶 剤
 ■ 石 綿

作業主任者技能講習 開催案内

【平成30年度】

広島労働局長登録教習機関
 公益社団法人広島県労働基準協会

出張講習のご相談承ります
 お気軽にお問い合わせください

労働安全衛生法第14条の規定に基づき、資格取得のための標記講習を開催します。
 次に掲げる作業は、この講習を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければなりません。
 この機会にぜひ受講されますようご案内いたします。

◎ 該当する作業 ◎

1. プレス機械作業主任者（安衛法施行令第6条7号 抜すい）

動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行なう当該機械による作業

2. 乾燥設備作業主任者（安衛法施行令第6条8号 抜すい）

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

- イ 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。）のうち、危険物等（別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの
- ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあっては毎時10キログラム以上、液体燃料にあっては毎時10リットル以上、気体燃料にあっては毎時1立方メートル以上であるものに限り。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10キロワット以上のものに限り。）

3. はい作業主任者（安衛法施行令第6条12号 抜すい）

高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）

4. 足場の組立て等作業主任者（安衛法施行令第6条15号 抜すい）

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て解体又は変更の作業

5. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者（安衛法施行令第6条18号、20号 抜すい）

18号）安衛法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）

20号）安衛法施行令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第6号に掲げる業務にあってはドラムかんその他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業（インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物の製造・取扱いは、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません（試験研究のため取り扱う作業を除く。））
 （ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）の成形・加工・包装業務は、平成27年11月1日より特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません（試験研究のため取り扱う作業を除く。））

6. 鉛作業主任者（安衛法施行令第6条19号 抜すい）

安衛法施行令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によって行なう遠隔室におけるものを除く。）に係る作業（鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること等が通達されています（平26.5.30付基安労発0530第1号。））

7. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（安衛法施行令第6条21号 抜すい）

安衛法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）

8. 有機溶剤作業主任者（安衛法施行令第6条22号 抜すい）

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表6の2に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む。第21条第10号及び第22条第1項第6号において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

（エチルベンゼン、エチルベンゼン含有物を用いて行う塗装業務は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。）

（クロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトンを用いて行う有機溶剤業務は「有機溶剤作業主任者技能講習」修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。）

9. 石綿作業主任者（安衛法施行令第6条23号 抜すい）

石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業

（詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください）

(1) 各講習毎の開催日程・会場

① プレス機械作業主任者

(登録第6号)

開催日(3日間)	会場
平成30年	
6月11日～13日	広島市林業ビル
9月27日～29日	福山教習所
12月5日～7日	広島市林業ビル
平成31年	
2月26日～28日	福山教習所

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15(三日目)12:10予定

② 乾燥設備作業主任者

(登録第46号)

開催日(3日間)	会場
平成30年	
7月23日～25日	広島市林業ビル
8月7日～9日	ベイタウン尾道
11月26日～28日	福山教習所
平成31年	
2月18日～20日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15(三日目)12:10予定

③ はい作業主任者

(登録第190号)

開催日(2日間)	会場
平成30年	
4月23日～24日	福山教習所
6月11日～12日	広島市林業ビル
7月30日～31日	三次市職業訓練センター
8月8日～9日	福山教習所
9月18日～19日	広島市林業ビル
10月18日～19日	福山教習所
11月5日～6日	広島市林業ビル
平成31年	
1月24日～25日	福山教習所
2月18日～19日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15予定

④ 足場の組立て等作業主任者

(登録第7号)

開催日(2日間)	会場
平成30年	
4月12日～13日	広島市林業ビル
5月21日～22日	広島市林業ビル
6月7日～8日	福山教習所
6月27日～28日	広島市林業ビル
7月6日～7日	広島市林業ビル
7月26日～27日	広島市林業ビル
8月1日～2日	広島市林業ビル
8月27日～28日	広島市林業ビル
9月6日～7日	福山教習所
9月27日～28日	ビューポートくれ
10月3日～4日	広島市林業ビル
10月23日～24日	広島市林業ビル
11月21日～22日	福山教習所
12月4日～5日	広島市林業ビル
平成31年	
2月7日～8日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講17:15予定

⑤ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

(登録第60号)

開催日(2日間)	会場
平成30年	
4月25日～26日	福山教習所
5月7日～8日	広島市林業ビル
5月17日～18日	福山教習所
6月18日～19日	福山教習所
6月19日～20日	ビューポートくれ
6月27日～28日	広島市林業ビル
7月2日～3日	福山教習所
7月19日～20日	大竹商工会議所
7月30日～31日	福山教習所
8月1日～2日	広島市林業ビル
8月27日～28日	福山教習所
9月18日～19日	福山教習所
10月11日～12日	ビューポートくれ
10月17日～18日	福山教習所
10月25日～26日	広島市林業ビル
11月5日～6日	福山教習所
11月20日～21日	大竹商工会議所
12月5日～6日	福山教習所
12月13日～14日	広島市林業ビル
平成31年	
1月23日～24日	広島市林業ビル
2月4日～5日	廿日市市商工保健会館
2月7日～8日	福山教習所
3月13日～14日	福山教習所
3月18日～19日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15予定

～会場周辺図は受講申込み時にお渡しします～

⑥ 鉛作業主任者

(登録第9号)

開催日(2日間)	会場
平成30年	
4月25日～26日	広島市林業ビル
6月14日～15日	福山教習所
11月28日～29日	広島市林業ビル
平成31年	
2月25日～26日	福山教習所

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)15:05予定

⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(登録第84号)

開催日(3日間)	会場
平成30年	
4月9日～11日	広島市林業ビル
4月11日～13日	福山教習所
5月14日～16日	広島市林業ビル
5月23日～25日	福山教習所
6月5日～7日	福山教習所
6月11日～13日	大竹商工会議所
6月18日～20日	広島市林業ビル
6月20日～22日	福山教習所
6月25日～27日	ビューポートくれ
7月9日～11日	広島市林業ビル
7月17日～19日	福山教習所
7月19日～21日	広島市林業ビル
7月25日～27日	福山教習所
8月20日～22日	広島市林業ビル
8月22日～24日	福山教習所
9月4日～6日	福山教習所
9月27日～29日	広島市林業ビル
10月2日～4日	大竹商工会議所
10月3日～5日	福山教習所
10月9日～11日	広島市林業ビル
11月14日～16日	福山教習所
11月26日～28日	広島市林業ビル
12月3日～5日	ビューポートくれ
12月19日～21日	福山教習所
平成31年	
1月15日～17日	広島市林業ビル
1月16日～18日	福山教習所
1月28日～30日	福山教習所
2月12日～14日	広島市林業ビル
2月13日～15日	福山教習所
3月6日～8日	福山教習所
3月13日～15日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講(初日)17:15(二日目)17:15(三日目)12:45予定

⑧ 有機溶剤作業主任者

(登録第70号)

開催日(2日間)	会場
平成30年	
4月16日～17日	広島市林業ビル
5月9日～10日	福山教習所
5月10日～11日	大竹商工会議所
5月21日～22日	広島市林業ビル
5月28日～29日	福山教習所
6月4日～5日	広島市林業ビル
6月13日～14日	三次市職業訓練センター
6月27日～28日	福山教習所
7月2日～3日	広島市林業ビル
7月12日～13日	福山教習所
8月9日～10日	福山教習所
8月29日～30日	広島市林業ビル
9月10日～11日	福山教習所
9月12日～13日	ビューポートくれ
9月19日～20日	大竹商工会議所
9月25日～26日	広島市林業ビル
10月4日～5日	広島市林業ビル
10月11日～12日	福山教習所
10月29日～30日	福山教習所
11月1日～2日	広島市林業ビル
11月19日～20日	福山教習所
12月10日～11日	廿日市市商工保健会館
12月17日～18日	福山教習所
12月19日～20日	広島市林業ビル
平成31年	
1月10日～11日	広島市林業ビル
1月23日～24日	福山教習所
2月6日～7日	広島市林業ビル
2月20日～21日	福山教習所
3月4日～5日	広島市林業ビル
3月19日～20日	福山教習所
3月27日～28日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)17:15予定

⑨ 石綿作業主任者

(登録第164号)

開催日(2日間)	会場
平成30年	
5月11日～12日	広島市林業ビル
8月6日～7日	広島市林業ビル
9月20日～21日	福山教習所
10月29日～30日	広島市林業ビル
11月10日～11日	広島市林業ビル

開講8:50 閉講(初日)16:10(二日目)15:05予定

追加開催
(土・日)

(2) 各講習毎の受講料(税込)・テキスト代(税込)

*テキストは講習当日にお渡しします。 *テキスト代は改定により変更する場合があります。

技能講習の種類	受講料	テキスト代
① プレス機械作業主任者	14,040円	1,512円
② 乾燥設備作業主任者	14,040円	1,512円
③ はい作業主任者	10,800円	1,543円
④ 足場の組立て等作業主任者	10,800円	1,650円
⑤ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	10,800円	1,944円
⑥ 鉛作業主任者	10,800円	1,728円
⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	14,040円	2,160円
⑧ 有機溶剤作業主任者	10,800円	1,944円
⑨ 石綿作業主任者	10,800円	1,944円

(3) 受講資格について

*次の技能講習を受講するには、当該作業に係る業務に一定期間以上従事した経験を有することが必要ですのでご注意ください。

① プレス機械作業主任者	プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有すること等
② 乾燥設備作業主任者	乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有すること等
③ はい作業主任者	はい付け又ははい崩しの作業に3年以上従事した経験を有すること
④ 足場の組立て等作業主任者	足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有すること等

(4) お申込み方法 (次のいずれかの方法によりお申込みください。)

銀行振込みの場合 振込先は最終ページに記載しています。	受講料・テキスト代を振込後、受講申込書(顔写真貼付)、添付書類、振込受領書のコピー及び振込明細連絡書を最寄りの支部へ郵送してください。 ※振込明細連絡書は案内書最終ページを参照してください。
現金書留で郵送の場合	受講料・テキスト代、受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を現金書留封筒に封入し、最寄りの支部へ郵送してください。
窓口へ持参の場合	受講料・テキスト代、受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を 受講日より前 に最寄りの支部へご持参ください。

*添付書類として、本人確認書類の写しが必要です。

※本人確認書類とは、氏名、生年月日が確認出来る書類です。(詳細は申込書を参照してください)

*申込書は電話による取り寄せ又は、ホームページからプリントアウトしてください。

*お申込み後、支部より受講票を送付しますので、講習当日ご持参ください。

講習の一週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部までお問い合わせください。

【お申込み先】広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

◎ 広島中央支部 TEL:082-228-5475 FAX:082-221-5045 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階	◎ 三次支部 TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947 〒728-0013 三次市十日市東4-7-5三興ビル3階
◎ 呉支部 TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324 〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階	◎ 広島北支部 TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562 〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階
◎ 福山支部 TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034 〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1	◎ 府中支部 TEL:0847-45-5012 FAX:0847-45-5012 〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階
◎ 三原支部 TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601 〒723-0016 三原市宮沖2-13-8	◎ 廿日市支部 TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852 〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26
◎ 尾道支部 TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444 〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター202	*不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください*

(5) 注意事項

*定員になり次第 締め切りますので、**お早め**にお申し込みください。

*講習当日は筆記用具 (HBの黒鉛筆・消しゴム) を持参してください。

*講習終了後に引き続き、修了試験を行います。

*受講料は原則として返却いたしませんので、欠席しないようにしてください。

*遅刻等、受講すべき時間数が不足した時は、修了証を交付できませんのでご注意ください。

*会場の都合により開講時間が若干変動することがありますので、詳細はお申込みの支部へお問い合わせ又は申込み後の受講票をご確認ください。

